

届出書の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局です。

(特定) 石油販売業変更届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

主たる事務所の所在地又は営業所の所在地を変更する場合は変更日よりも前、その他の場合は変更後遅滞なく提出して下さい。

届出者 商号、名称 ○○石油株式会社
 氏 名 代表取締役 ○○ ○○
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 住 所 ○○県○○市○○町○○番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	<p>(例) <全営業所共通事項> 商号の変更、住所/主たる事務所の所在地の変更、代表者の変更、販売油種の変更、仕入先の変更など <個別営業所事項> ○○営業所(給油所)の1カ所廃止/追加、移転、主たる販売施設の概要の変更など(※)</p>
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	<p>例) 取締役会議の決議による、経営合理化のため、○○からの譲受のため、○○へ譲渡のため、○○との合併のため など、具体的に記入して下さい。</p>
設備の処分に関する事項	<p>例) ○○へ譲渡、設備撤去など、具体的に記入して下さい。 設備が無い場合は記入不要です。</p>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、白紙(縦横)○○○mm×○○○mm。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
 - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 - 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

※営業所(給油所)の追加、移転の場合は、開業届の第2面の主たる販売施設の概要が必要です。変更後の欄に項目立てて記入するか第2面を添付して下さい。